

### カドミウムに係る暫定排水基準（案）

カドミウムを比較的高濃度で排出する可能性がある業種について、第13回及び第15回の排水規制等専門委員会にて計3団体（日本鋳業協会、一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会、北海道庁）から聞き取り調査を実施した。

その後、各団体に対しては各委員からの指摘事項を取りまとめ回答を求めるなどやり取りを進め、その概要を（1）排出要因、（2）排出抑制のための取組状況、（3）一律排水基準への対応が困難な理由、（4）暫定排水基準（要望業種及び要望値）、（5）今後の対応方針として取りまとめた（参考資料2参照）。

聞き取り結果をふまえると、各団体から提示された表1左欄に掲げる業種については、直ちに一律排水基準に対応する事が困難と考えられることから、当該業種の暫定排水基準及びその適用期間については、それぞれ表1中欄及び右欄のとおりとすることが適当であると考えられる。

また、今回の一律排水基準の施行に際しては、水濁法第12条第2項の趣旨に鑑み、経過措置として排水基準の適用猶予期間を設けることとし、その期間については、表2のとおりとすることが適当であると考えられる。なお、新たな一律排水基準に適合していない水産食料品製造業の一部の事業者については、排水基準の適用猶予期間中に排水の汚染状態を改善することが適当であると考えられる。

表1 カドミウムに係る暫定排水基準（案）※

業種	暫定排水基準（mg/L）	適用期間
金属鋳業	0.08	改正省令の施行の日から 2年間
非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）	0.09	改正省令の施行の日から 3年間
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）	0.1	改正省令の施行の日から 2年間

※カドミウムの一律排水基準が0.03mg/Lに改正されることを前提としたもの。

表2 カドミウムに係る排水基準の適用猶予（案）※1

施設	改正前の 一律排水基準（mg/L）	適用猶予期間※2
省令の施行の際現に特定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場	0.1	水濁法第12条第2項を準用し、6月間の適用猶予を設ける
省令の施行の際現に特定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場（当該施設が水濁法施行令別表第三に掲げる施設の場合）	0.1	水濁法第12条第2項を準用し、1年間の適用猶予を設ける

※1 カドミウムの一律排水基準が0.03mg/Lに改正されることを前提としたもの。

※2 適用猶予期間中は、改正後の一律排水基準、暫定排水基準の規定は適用されず、従前の一律排水基準（0.1mg/L）が適用される。

（参考）

### 水質汚濁防止法（抜粋）

**第十二条** 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。）となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

### 水質汚濁防止法施行令（抜粋）

**第五条** 法第十二条第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、別表第三に掲げるとおりとする。

### 別表第三（第五条関係）（抜粋）

一 別表第一第一号に掲げる施設のうち、鉱業（石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱業を除く。）の用に供するイ及びハの施設

四 別表第一第一号の二から第四号までに掲げる施設

三十三 別表第一第六十五号に掲げる施設であつて、伸線業又はみがき帯鋼、みがき棒鋼若しくは亜鉛鉄板の製造業の用に供するもの

## 別表第一（抜粋）

- 一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 選鉱施設
  - ロ 選炭施設
  - ハ 坑水中和沈でん施設
  - ニ 掘削用の泥水分離施設
- 三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水産動物原料処理施設
  - ロ 洗淨施設
  - ハ 脱水施設
  - ニ ろ過施設
  - ホ 湯煮施設
- 六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設